

監 査 報 告 書

令和7年5月12日

学校法人湘央学園 評 議 員 会 御中

学校法人 湘央学園

監事

伊田 浩二



印

監事

若尾 和成



私たちは、学校法人湘央学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における会計制度の整備及び運用の状況並びに資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに学校法人の業務執行状況について監査を行った。

(監査事項とその内容)

1. 会計制度の整備及び運用の状況について

(1) 監査の結果、私たちは会計制度の整備及び運用の状況は妥当であると認める。

2. 資金収支計算書について

(1) 資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。

ア) 該当会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにその顛末については妥当であると認める。

イ) 該当会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の計上については正しいと認める。

ウ) 収支の繰上げ又は繰下げ並びに規格外の予算流用は行っていないと認める。

エ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上については妥当と認める。

オ) 資金収支計算書における前年度繰越支払資金及び次年度繰越支払資金の額と期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高については一致している。

カ) 収入及び支出の各科目への区分については適正と認める。

(2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準に定めるところに従っている。

ア) 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っている。

3. 事業活動収支計算書について

(1) 事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われている。

ア) 当該会計年度の事業活動収入の計上については正しいと認める。

イ) 当該会計年度の事業活動支出の計上については正しいと認める。

ウ) 事業活動支出の準備金の繰入額は計上されていない。

エ) 減価償却については適正に計上されていると認める。

オ) 事業活動収入及び事業活動支出の各科目への区分については適正と認める。

(2) 事業活動収支計算書の表示方法は学校法人会計基準の定めるところに従っている。

ア) 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条及び第23条に従っている。

4. 財務状況(貸借対照表)について

(1)すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って正しく計算されている。

ア)資産の評価については妥当と認める。

イ)負債についてはすべてを網羅して計上されている。

(2)純資産は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されている。

(3)貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っている。

ア)記載科目、記載方法及び様式は学校法人会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っている。

5. 学校法人の業務について

法人業務は、法令及び寄付行為に従い、正しく執り行われていることを認める。

6. 理事の業務執行状況について

理事の業務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められない。

以上